

社及社會考 (一)

浦川源吾

(一)

支那の典籍に「社會」の文字の始めて見えて居るものは近思錄卷九治法類に引用せられてある明道先生行狀の中にある者と思はるゝ、或は其以前の典籍に載せられてあるのかも知れないが寡見なためか自分には右の如く推定されるのである、今明道先生の行狀を見るに明道先生が嘗つて澤州晋城の令となつた時、其の地方の教化のため種々なる施設經營を行つた中に「郷民爲社會爲立科條」の句があるが此の句中の社會の文字が夫である、科條とは法令である、郷民の社會をなすを機として法令を立てたと言ふのであるが然らば社會とは何であるか、今日吾々が社會學上使用する社會の語の意義及一般に常識的に用ふる場合の社會の語の意味とも異なるのを感するのである、近思錄の中の社會の語の意義を決定する前に支那の民間に於て催されて居た社會又は社會の語を男ぬないが之に該當する事柄の古典に記載せられ

て居るものを掲げて見やうと思ふ。明道先生の時代よりは遙かに後の元代の王子一の創作に係る劉晨阮肇、入桃源雜劇の中に民間に於て催されて居たと想像し得る社會の記事がある。こゝに先づ其れより述べて見やうと思ふ。此の雜劇は時代を漢代に取り採樂のため悞つて天台山に入つて再び俗界に返歸した劉晨と阮肇とを主要な人物として居るが脚色の上よりは劉晨が正末(卽曲中の男主角)となつて居る時代は漢に取り、其の頃から存した傳説を材料に取つたものであらうが劇中の人物の言葉や科を透して窺はるゝ人情風俗は大體作者の生存して居た時代の現實の人情風俗を反映するものと見て大過なからふと思ふ。此の劇の第三折に劉晨の孫に當る劉德が沙三王留等を引き連れ砌末(物品)を將つて上場して述べる言葉に「某姓劉名德。現在天台縣十里莊居住。時當春社。輪着我做牛王社會首。今日請得當村父老沙三王留等。都在我家。賽社赭羊。己都宰下與衆人燒一陌平安紙。就於瓜棚下。散受胙飲酒。牛表伴哥。你把柴門緊々の閉上。倘有撞席的人。休放他進來。」とあるが此によれば時が恰も春の社の祭をなすべき日に當り今年は劉德の家で社會を主催すべき順番に當つて居るので村の父老達を集め社に猪や羊を供へ衆人と彼等の平安を祈るため一百の錢の形に切つた平安紙を焼き瓜棚の下にて祭の餘肉を受けて酒宴をせんと

する意志を語つて居る、已にして多衆の者は鼓を打ち紙を焼き酒を飲み騒げるところに劉晨と阮肇との二人が天台山より現實の世界を思慕して歸り來り已等は天台山に在つた日は歡樂に満ちて居つた、極めて少時と思へるに歸つて見れば世間の様子は打つて變り殊に家の前に己の植えし松の成長せるに驚き種々と述懐し家内の者に門を開けよと言ふ、其の次の一段に劉晨の社會の様子を唱つた石榴花の曲に「則見這野風吹起紙錢灰、瑟瑟的搗鼓響如雷。原來是當村父老衆相知賽牛王社日、擺列着尊靈。」がある、これは劉晨の見た門内の社會の様子である、次に劉晨が門を開けよと言ひ更に數曲を唱つて後、劉德の言つたことは「今日當村衆父老在我家賽牛王社、燒一陌紙、祈保各家平安。那裏走將這兩個不知羞耻的人來。要我酒肉喫。倒麤鎮俺衆人一年不吉利。」である、劉晨の物語によつて己の老爺であると知つて社會を散じ明年更に會しやうと約するのを以て第三折を終つて居る、前掲の雜劇に取扱つて居る社會の記事から見れば此の場合の社會とは牛王社を崇拜する村民が社を祭るべき春の期日に當番の村民の家に集まり、鼓を叩き、猪羊を捧げ、一百の紙錢を焼いて一年中の各村民の家の平安を祈り、祭り終つて社神に捧げた祭肉を受け飲み歡樂するものと約言することが出来る、更に省言すれば定日に村民が聚合して牛王社を祭

ることである、牛王社とは後に説く社神の一種であるか或は社神とは全然別種の神を祭れる社であるか不明である、然し何れにするも社會とは或る神を崇拜する人民の團體が其の神を祭るために特定の日に會合するを意味するものと言へる次に古典に見えて居る社會の語は用ゐて居ないが社會に該當する記事の一二を掲げて見やう周禮の地官州長の職に「若以歲時祭祀州社則屬其民而讀法亦如之」。とあるが歲時とは春夏秋冬の四時を意味するが普通であるが茲では春と秋との二時を言ひ州社とは二千五百家を單位とする地方區劃即ち州にて立てゝ居る公社である、州長とは此の地方區劃を治める長官である、此の州長は春と秋との公社を祭るべき日に州内の人民を聚合せしめて之に對し一年の政令及十二教の法十二ヶ月間の行事の則を讀みて之を知らしめるのである、此の州長の職の文から察すれば如何にも地方の官憲が主動的地位に立つて州社を祭祀し其の機を利用して管轄内の人民に法令の普及を計るものゝ様に思はれる、近思錄の明道先生行狀の社會をなし科條を立てることは周禮の州長の職に記載してあることを晋城の民に實現したものであるまいかと推せらるゝ、此は劉晨阮肇悞入桃源雜劇の社會が官憲の干涉なく人民の信仰上より自發的に行ひ、祭祀、歡娛の外に別に政治的意義を含んで居らぬものとは

趣を異にして居る、然し若し臆測を以て説明するならば周禮の州長の職に規定してあることは周禮制作以前に民間で建てた社を各々其の信仰によつて相聚つて祭祀して居たものを後に之を政治的に利用して政策實行の手段に供したものであるまいか、又禮記の月令の仲春の條に擇元日命民社とあるがこれなども已に官憲の干渉によつて行つて居るやうで周禮の州長の記事と相應するものである、禮記の郊特性の篇には社を祭ることについて更に詳しく「唯爲社事單出里。唯爲社田國人畢作。唯社丘乘共粢盛。所以報本反始也。」と記載して居る之れを解すれば里人(二十一家を基準とする地方區劃)は唯社を祭祀するためには合里各名家より一人宛を出して之れに携はらしめる、又社を祭るために社獵を行ふ場合には國中の人が皆出て獵し得たる獸を犠牲として社の神に捧げる、又社を祭るためには丘十六井乘(六十四井)の人民は粢盛器に盛りたる稷を供することであるが此に據れば社を祭るには獸肉の外に穀類をも供し、社の氏子とも言ふべき里中の人、國中の人は全體其の祭祀に關與し社に捧げる犠牲は氏子の田獵によつて得たものをも供して居たことを知り得るのである、月令及郊特牲の記事は社會に關するものと言つて大過なからう。

國語の魯語左傳の莊公二十三年及公羊傳の同年の條に魯の莊公國語には嚴公に作

るが齊に如き社を觀たることを記し國語及左傳には臣曹劌が君にして他國の社を見物に行く不法を諫めたる言葉を載せ公羊傳には竟を越えて社を見るの非禮を譏つて居る、社を觀るとは社神の祭祀即社會を見物することである、後に説くが社には種々ある、莊公の見物に行つた社は恐らく齊の國社ではあるまいかと思ふ。以上を要するに社會とは社の神を祭祀するために其の神を尊崇する人民の聚合を意味するものである、更に詳しく言へば一年中の或る特定の日に或範圍内の地方區域に居住する人民が共通に崇拜する社の神を祭祀するために社の所在地に聚合することを目指すものである、然らば社とは何であるか従つて社の神は何のために祭祀し人間と如何なる交渉があり、如何なる種類の社があり、如何なる場所に祀られ、如何にして祀られて居たらうか、此等の諸々の疑問に就いて今迄に蒐集することの出來た資料によつて次々に述べて見やうと思ふ。

(二)

社の主神に就いては古來二つの説があつたやうである、其の一は社とは土地の神であるとする説と他は社とは支那古代の傳説時代に居たと思はるゝ其工氏の子の句龍を祀つたもので人間の靈魂であるとする説である、前説の典據には數多ある先

づ經書に出でて居るものを掲ぐれば禮記の郊特性に「社祭土而主陰氣也」。社所以神地之道也」とあり又禮記の中庸に「郊社之禮所以神土帝也」あるが郊禮とは天を祭る禮であり帝とは天帝で皇天上帝と言ひ上帝とも言ふ古來より支那人の崇拜する神の中の最上位のものである、土を神とする所以といふのは郊特性の地を神とする所以といふと同じ意味で土地を神として崇拜することである、漢代以後の經書の注釋家及其他の學者の說の代表的なものを掲ぐれば周禮地官鼓人の鄭玄の注に「社祭地祇也」。とある地祇とは土地に屬する神である、賈公彥の疏には孝經緯の社は是五土の總神なりとの文を引いて居る五土とは周禮の大司徒の文中にある山林、川澤、丘陵、墳衍、原隰の五者を言ふが此等の名稱は支那人の地理的觀念が發達し行政の便宜上土地の區別を必要とする程度に政治的知識の發達したる後爲されたる分類であらふ社とは此等を綜合したる大地の神を意味するのである、古くは只大地と漠然と考へたるものに宿る神と觀念したものであつたらふと思ふ、春官大宗伯の賈公彥の疏も前掲と同じ文を引いて居る禮記月令の鄭玄の注、詩の小雅甫田の毛傳には社は后土なりと説き莊公二十三年、莊公二十五年公羊傳の何休の注にも社者土地之主也」とある、許慎の説文解字には社地主也とあり呂氏春秋仲春の條の高誘の注には「社祭

后土。とあり、尙書召誥の「越翼日戊午。乃社于新邑」。の孔穎達の疏には社の神を説くに二説あり鄭玄は土地の神とせることを述べ、漢書郊祀志の下に詩曰。乃立冢土。を引いて居るが師古の注には大雅縣之詩也。冢大也、土土神。謂大社とあり師古も社は土地の神を言ふと考へて居り又後漢書祭祀志の下の注には苟彘が仲長統に社神の本體を問ふた時、仲長統は社の祭る所は土地なりと答へて居る、王充の論衡の順鼓篇には「社土也」「社衆陰之長也」とあるが此も社を土地の神と見たものと言へやう、又風俗通の祀典篇にも孝經説を引き社は土地の主なりとする説をも引いて居る白虎通の社稷篇に「王者所以有社稷何爲天下求福報功。人非土不立。非穀不食。土地廣博。不可徧敬也。……故封土立社。示有土尊。」とある、以上は社を土地の神とする説の典據である。

社を句龍とする説の典據は春秋左氏傳昭公二十九年に「史墨曰。共工氏有子曰句龍。祀以爲社。」とある此を後に王肅が聖證論に於て鄭玄の説を駁する場合引用して居る、禮記の祭法には「共工氏之裔九州也。其子曰后土能平九州。故祀以爲社。」とあるが祭法の記事によれば左傳の共工氏の子を句龍とするに異り后土として居る。のみならず后土は大地を尊敬するために用ゐた文字でなくて固有名詞として居るのである、

許慎の説文解字の社の字の部には春秋傳に曰くとして昭公二十九年の文を引いて居るから許慎が社は土地の神であるとする説と共に之を引いて居るところから見れば彼は兩説の何れが當を得て居るかを自ら斷定せず異説をあげて後人の參考に供したものであらふ、王充の論衡の祭意篇には「共工氏之弑九州也、其子曰后土能平九土、故祀以爲社、傳或曰、炎帝作死而禹勞力天下、水死而爲社」とあるが九州を九土としたる差のみで社は后土を祀つたものとする説は祭法と同じである、然し乍ら尙書堯典の記載及史記の五帝本紀の記載等によれば共工は堯舜時代に存し堯に仕へて凶徳あり遂に舜のために鯀驩兇三苗と共に殛竄せられた天下の四凶の一人であつて九州の覇となつたとするのは祭法に始めて見ゆる傳説と思はるゝ従つて水土を平げたものとしては一般に夏の王朝の祖となつた禹と信せられて居る故に他の傳に禹が天下の水土を平治するために力を勞し敢えなく水死を遂げたゞめ其の功德を紀念するため社として祀つたといふ説が作られたのであらふ理から言へば此の説の方が首肯されるがさりとて左傳に載するところは有名なる史官の蔡墨の語るところであるから全然虛構として打消すことは不可能である、故に尙書召誥の疏、禮記郊特牲の疏後漢書祭祀志の注、春官大宗伯の鄭玄の注には皆此の左傳の記事を引

用してある禮記の郊特性の疏(孔穎達)には鄭玄は社は五土の神であるが句龍が水土を平げた功あるにより社に配して之を祀ると考へたと述べてあるが是に由つて之を觀れば鄭玄は社を土地の神とする説と句龍を祀つたものとする説とに各々相當の根據あるところから一方を取つて他方を否定することの出來ないために彼の經書注釋上の常套手段である折衷的方法を茲にも應用して巧に彌縫したものと思はるゝ更に孔穎達は郊特性の疏の中に賈逵馬融は社を句龍を祀つたものと考へて居たこと及王肅が其人々の説を踏襲して鄭玄の説に反對し社は人鬼地の神にあらずとの聖證論の中の駁論を掲げて居る然し王肅の駁論は彼が強いて鄭玄に反對しやうとする敵本主義的色彩があまりに濃厚であつて駁論の根據は比較的淺薄であつて瑣末の點を問題にして居るやうに思はれる。

自分は寧ろ一般には社は土地の神を指すもので句龍の神を祀つたのは或特別の社であつたのではなからうかと考へるのである共工氏が九州の覇となつた傳説も之を信ずる迄には尙大なる間隙があり支那の古代人の崇拜の對象たる諸神の系列の上から見ても當初から人鬼であつたとは考へられない。

(三)

前に説ける如く社は大體に於て土地の神を指すものと見て差支へないと思ふが然らば古代支那人は何故之を祭祀するかを調べて見やう、禮記の郊特性に「社所以神地之道也。地載萬物。天垂象。取財於地。取法於天。是以尊天而親地也。故教民美報焉。家主中霽而國主社。示本也。」とあるが地を祀るのは地が萬物を載せて居り人間も其中にあつて人間の生活に必要な資料を之より取るから此等のことに對して讚美感謝するためである。禮記の禮運にも約ば同じ意味のことを言つて居る即ち曰く「祀社於國。所以列地利也。中略。禮行於社。而百貨可極焉。」と國に社を祀るは土地より受くる衆利を陳列せんとするため祈求の結果は百般の物貨即或は五穀或は金玉を致すことが出来る。莊公二十三年の公羊傳の何休の注に「社者土地之主。祭者報德也。生萬物居人民。德至大。功至大。故感春秋而祭之。」とある。以上は土地の人間に與へる幸福を感謝し更に祈求するところより社を祭ることを言つたものであるが土地の與へる幸福を廣汎に互るものゝ如く説き土地の與へる幸福を特に農業によつて與へらるゝものに限つて居ないやうである。之を農業に關して説明してあるのは詩の小雅甫田の鄭玄の箋の「秋祭社與四方。爲五穀成熟報其功也。即收獲感謝のためとするもの及禮記月令の鄭玄の注に「社后土也。使民祀焉。神其農業也。」とあるもの、又は白虎通社稷篇に「歲再祭

何。春祈秋報之義也。とあるもの、又は王充論衡祀義篇に「社稷報生殺物之功」とあり、周禮地官州長の職に歲時を以て州社を祭祀することを記せるものあるが其の賈公彦の疏には「春祭社以祈膏雨望五穀豐熟秋祭社者以百穀豐稔所以報功」とあるもの等である、即ち五穀の豐熟を祈り收穫の感謝のために社を祭るものと考へて居るのである。農業は土地を相手として行はれ、土地には神が宿り、人間の幸福は神の主るところであり、祈れば神は人間に幸福を與へるといふ意識があれば農業を本位とする人民が熱心に土地の神を信仰するのは當然ではあるまいか、然し社を農業を中心として信仰し祭祀することは支那人が社會生活の變遷の過程の上に於て農業時代に入つてからであらふ、何時農業時代に入つたかを年代的に決定するは至難であつて傳説的自覺の始まるともに支那に於ては農業が開始されて居るやうであるから極めて古いものと言はねばならぬ。

周禮の春官大祝に軍社を設くれば前祝すとあり小宗伯に「若大師則帥有司而立軍社主事」とあり小宗伯の鄭注には「王出軍必先有事於社及遷廟。而以其主行。社主曰軍社。遷主曰祖」と言ひ大祝の賈公彦の疏には「軍が將に出でんとすれば社に祭り社主をもつて行き命を用ゐざるものを戮する。社が軍中にあるにより軍社と言ふとあ

る、孔叢子の儒服篇には其の制を詳しく説いて居る、其等の詳細は茲に問ふところでない、何故社を軍中に立てるか、問題の焦點である、此の事については古の學者の説くところがない、臆ふに社を軍中に立て、祭るのは平時社の神は其の土地の居住者を守護し幸福を與へると同じく出征中に於ても然かするものと考へたからであらふ、此の點に於ては祖先の靈魂と同じもの、と考へたのではあるまいか、社の神は五穀の豐熟を與へると共に其土地に居住するもの、生命を守護するものとの觀念の存在を軍社を立てることによつて類推し得るであらふ。

茲に天子及諸侯の特別に祭る一種の社がある、それは周禮夏官の喪祝では勝國の社といひ、蔡邕の獨斷、哀公四年公羊傳には亡國の社といひ、白虎通の社稷篇及哀公四年の公羊傳の何休の注には誠社、戒社と言ひ、禮記の郊特性に喪國之社と言つて居るものである、斯の如く名稱は區々であるが指すところのものは同一である、滅亡されたる前王朝或は先住者の祭祀して居た社の事を言ふのである、此の種の社を祭るのは何のためであると支那の學者は考へて居たが先づ檢察して見やう、蔡邕の獨斷には「古者天子亦取亡國之社以分諸侯、使爲社以自儆戒」とあり、白虎通の社稷篇には「王者諸侯必有誠社、何。示有存亡也。明爲善者得之。惡者失之。」と説き、哀公四年公羊

傳の何休の注には、「以爲有國者戒」……戒社とは「先王所以威示教戒諸侯使事上也」。とある此等は皆亡國の社を立つるは國には存亡の命運があるにより大に警懼しなければならぬと反省せしむるためのものであるとするのであるが此等は寧ろ政治的、道徳的に解し過ぎたもので本始的の意義は全く没却されたものである。白虎通の社稷篇に一説として之を賤しむことを示すなりといふのを載せて居るがそれも本始的の意義を得たものとは言へない、恐らく亡國の社を祀ることは先王朝或は先住者の土地を奪つたので先王朝或は先住者の祀つて居た土地の神の祟や怒りを恐れ其の怒りを宥め其の祟りを鎮めんために祀つたものであらふと思ふ、されば亡國の社を祭る風習は古代支那人が尙種族的生活を營んで居た時代から行つて居たもので他種族の土地を侵略し之に居住する場合に先住種族の土地の神を祭つて其の社の神の宥恕を乞ひ祟禍を鎮めんとしたのが時代を經るに従つて其の本始的の意義が忘却せられ政治上道德上の戒めのためと考へるに至つたものであらふ、亡國の社を祭ることによつて臆度せらるゝことは種族乃至或地方團體は各々彼等特有の土地の神を有し従つて他種族又は他の地方團體の祭る土地の神とは異つたものとの意識を有して居たのであるまいかといふことである、後章に説く如く王が天下のた

めに大社或は泰社を立て自らのために王社を立て諸侯が領内の人民のために國社を立て自らのために侯社を立てる、白虎通、祭法のは此の意識の殘存を示すものであるまいかと臆度せらるゝのである。(未完)